

著作権法施行規則の一部を改正する省令 (平成21年省令第38号)の概要

「著作権法の一部を改正する法律」(平成21年法律第53号)の施行に伴い、著作権法施行規則について、「著作権法施行令の一部を改正する政令」(平成21年政令第299号)で求められている必要な規定の整備を行う。(施行期日:平成22年1月1日)

I 聴覚障害者等福祉関係(法第37条の2第2号、令第2条の2第1項第2号、規則第2条の2)

1. 省令委任事項

- 著作権法の一部を改正する法律(平成21年法律第53号)による改正後の著作権法(以下「法」という。)第37条の2第2号では、「聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」が聴覚障害者等(※)向けに貸出しをするために字幕入り映画の作成等を行うことができる旨規定。

※聴覚障害者等:聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者を指す。

- 著作権法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第299号)による改正後の著作権法施行令(以下「令」という。)第2条の2第1項第2号では、「聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」として、一定の施設を設置して聴覚障害者等のための情報提供事業を行う者のうち、法第37条の2第2号の規定により作成された複製物(以下「聴覚障害者等用複製物」という。)の貸出しを「文部科学省令で定める基準」に従って行うものを対象とする旨規定。

2. 改正内容

聴覚障害者等用複製物の「貸出しの基準」として、以下のものを定める。

- ① 専ら貸出しを受けようとする聴覚障害者等を登録する制度を整備すること。
- ② 聴覚障害者等用複製物の貸出しに関し、次の事項を含む規則を定めること。
 - i 聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける者が目的外使用(※1)をしないこと。
 - ii デジタル複製防止手段(※2)が用いられていない聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける場合には、貸出しを受ける者がその複製物を用いて新たな複製物を作成しないこと。
- ③ デジタル複製防止手段を用いていない聴覚障害者等用複製物の貸出しを行う場合は、複製者の名称及び複製物を識別するための符号を、複製する著作物とともに記録(映画の著作物の場合は、映像と併せて常に表示されるように記録すること。)をして貸出しを行うこと。
- ④ 貸出し業務を適正に行うための管理者を置くこと。

※1 目的外使用:法第49条(又は法第86条第2項又は第102条第9項)の行為を指す。

※2 デジタル複製防止手段:電磁的方法により著作物等のデジタル方式の複製の防止をする手段であって、著作物等の複製の際に用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物等とともに記録する方式のものを指す。

II 著作物の表示の大きさ又は精度に係る基準（法第47条の2、令第7条の2、規則第4条の2）

1. 省令委任事項

- 法第47条の2では、「著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置」を講じている場合には、美術品や写真の譲渡又は貸与のために商品紹介用の画像掲載を認める旨規定。
- 令第7条の2では、「政令で定める措置」として、以下のいずれかの措置を講じていることを規定。
 - ① 法第47条の2に規定する複製について、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
 - ② 同条に規定する公衆送信について、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
 - ③ 同条に規定する公衆送信について、当該公衆送信を受信して行う著作物の複製を電磁的方法により防止する手段（コピープロテクション）を用い、かつ、当該著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるイの基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

2. 改正内容

- 上記①に係る「文部科学省令で定める基準」として以下のものを定める。
 - i 図画として法第47条の2に規定する複製を行う場合において、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが50平方センチメートル以下であること。
 - ii デジタル方式により複製を行う場合において、同条に規定する複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が32400以下であること。
 - iii i、iiに掲げる基準のほか、同条に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が、譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。
- 上記②に係る「文部科学省令で定める基準」として以下のものを定める。
 - i デジタル方式により法第47条の2に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が32400以下であること。
 - ii iに掲げる基準のほか、同条に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。
- 上記③に係る「文部科学省令で定める基準」として、以下のものを定める。
 - i デジタル方式により法第47条の2に規定する公衆送信を行う場合におい

て、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が90000以下であること

ii iに掲げる基準のほか、同条に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要と認められる限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すると認められるものであること。

III 電子メールの送信その他の送信（法第47条の5、令第7条の3、規則第4条の3）

1. 省令委任事項

- 法第47条の5では、「自動公衆送信又は特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）」を補助する事業者（いわゆるサーバー管理事業者）が、送信の障害の防止等のために必要な複製を行うことを認める旨規定。
- 令第7条の3では、「特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）」として、ストレージサービスにおけるオンデマンド送信や「電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるもの」を規定。

2. 改正内容

- 「電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるもの」として、次の事項を規定。
 - ア 電子情報処理組織を用いて行う通信文その他の情報の送信（アナログ信号伝送用の電話回線のみを用いるものを除き、相手方の電子計算機を用いて当該情報が出力されるようにするものに限る。）
 - イ 前号に掲げるもののほか、ファクシミリ装置又は電話機により受信されることを目的として行われる送信（インターネットプロトコル又は当該送信を中継し、及び当該送信に係る情報を記録する機能を有する装置を用いるものに限る。）
 - ウ 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術を利用する方法を用いて電子計算機により受信されることを目的として行われる通信文その他の情報の送信

IV 送信可能化された情報の収集を禁止するための措置の方法（法第47条の6、令第7条の5、規則第4条の4）

1. 省令委任事項

- 法第47条の6では、「政令で定める基準」に従う者に限って情報検索サービスを実施するための複製等を行うことを認める旨規定。
- 令第7条の5では、政令で定める基準の一つとして、「文部科学省令で定める方法」に従い情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する措置がとられた情報を収集しないことを規定。

2. 改正内容

- 「文部科学省令で定める方法」として、次に掲げる行為のいずれかを、情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する措置についての一般の慣行に従って行うことを定める。
 - i 送信可能化された情報で r o b o t s . t x t の名称の付されたものに次の事項を記載すること。
 - ・ 情報検索サービス事業者による情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの
 - ・ 情報検索サービス事業者による収集を禁止する情報の範囲
 - ii 送信可能化された情報で H T M L で作成されたものに、情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する旨を記載すること。